第４回幸手市水道事業審議会　会議録

○開催日時　令和７年５月１９日（月）午後１時３０分～午後３時２５分
○会場　　水道部会議室
○会議内容　公開
○幸手市水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠	備考
公募	楯　万里子	１号委員	出席	
公募	新島　伸枝	１号委員	出席	
公募	福島　朱実	１号委員	出席	
埼玉県企業局水道企画課副課長	小川　敏	２号委員	出席	
公益社団法人日本水道協会調査部調査課調査係長	笹原　俊一	２号委員	出席	副会長
埼玉県行田浄水場場長	代田　義治	２号委員	出席	
幸手市区長会会長	出井　保信	３号委員	出席	15:05退席
埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長	遠藤　美行	３号委員	出席	14:10出席
幸手市商工会会長	梨本　松男	３号委員	出席	会長
幸手市商工会工業部会	無量小路　俊宏	３号委員	出席	
幸手市連合婦人会会長	森泉　美江子	３号委員	出席	
税理士	松澤　美貴子	４号委員	出席	

（各号委員のアイウエオ順）
　１号委員：公募
　２号委員：知識経験を有する者
　３号委員：水道使用者
　４号委員：市長が特に必要と認める者

令和７年度幸手市水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	山下　正行
水道部 水道管理課 課長	神田　敏伸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	折原　裕幸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	菅野　祐貴
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主幹	羽取　美幸
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主査	富樫　亮介
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主任	渡邊　祐二

○傍聴人　　２人
○会議次第
　１　開会
　２　会長あいさつ
　３　議題
　　(15)　第２期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について
　　(16)　水道料金の改定案について
　４　その他
　５　閉会

○会議資料
　・次第
　・資料１　水道事業審議会委員名簿ならびに事務局名簿
　・資料２　第２期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について
　・資料３　水道料金の改定案について

１　開会	
事務局 （神田）	第4回幸手市水道事業審議会の開会を宣言する。 委員12名のうち11名の出席により、幸手市水道事業審議会条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。 幸手市水道事業審議会規則第5条の規定により、会議は原則公開とし、会議録作成のため、会議を録音・撮影することを説明する。

自己紹介	
	各審議会委員及び事務局が自己紹介を行う。

２　会長あいさつ	
会長	改めましてこんにちは。第4回の水道事業審議会ということで、お忙しい中ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。先日の新聞では発がん性のある有機フッ素化合物、PFASが令和8年度から水道法の水質基準の対象になるというような記事が掲載されておりました。水道水は市民にとって重要なものであり、水質基準は当然のこと、いつまでもいつでも蛇口をひねれば安全安心な水道水ができるようインフラ整備も重要であります。あとは1月20日以来の審議会ということで前回の水道ビジョン等の原案、1月20日にお示ししたかと思うのですが今回再度、原案をお示しいたしました。さらに基本方針に基づいた水道料金の改定案について、皆様の様々なご意見を賜りたく今回はよろしくお願いいたします。

配布資料確認	
事務局 （神田）	配布資料確認を行う。

３　議題	
事務局 （神田）	幸手市水道事業審議会条例第6条第1項に基づき、議事を進行する議長を会長にお願いする。
会長	それでは審議会条例に基づき、議事の進行を務めさせていただきます。 本日の出席者数は11人です。 定足数に達しておりますので、直ちに会議を始めたいと思います。 はじめに、会議規則に基づき、会議録署名委員の指名をさせていただきます。名簿順序に従いまして順番で指名させていただきたいと思います。出井委員と遠藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、次第に基づきまして始めさせていただきます。次第3の議題「(15)第２期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について」、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 （神田） （羽取） （富樫） （折原） （菅野）	議題(15)第２期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について説明する。

質疑応答	
会長	それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問あるいはご意見等がありましたならば、挙手をお願いしたいと思いますが、質問の際には複数の議題がございましたので頁数、あるいは頁の番号などの箇所をお伝えしながら質問をお願いしたいと思います。
楯委員	3頁、(3)計画期間のところで令和8年から令和17年の10年間に経営戦略の期間が変わりましたけれども、それはなぜでしょうか。
事務局（羽取）	経営戦略の計画期間でございますが、総務省からの通知の要請に基づきまして、今回見直しをさせていただくことになってございます。それに当たりまして、計画期間につきましては5年というのは当初のこれまでのビジョンでお示ししてきた5年と書かせていただきましたが、そこが誤りでございまして、元々10年の見直しでこの経営戦略の方は計画の方を策定させていただいておりましたので、特に内容に大きな変更はないのですが、期間の単純な誤りの記載でございました。
事務局（神田）	補足の説明をさせていただければと思います。前回の提示では、経営戦略期間は5年間の表示になっていたかと思います。それは料金算定の期間を5年間ということで考えていたので、その5年間を単純にここに記載をさせていただいていたということであります。従いまして、その5年間というのを10年間にしたということでございます。
楯委員	総務省では経営戦略は3年から5年度内で見直すことが重要となっていますが、それは水道料金だけですか。
事務局（神田）	水道料金というのは経営戦略とはまた別のものでございまして、経営状況がどういうものかというのをまず10年間で計画を立てて、最終的に5年間ごとに見直しをして、経営上問題がないようにするために10年間の経過を待つのではなく、5年後に見直ししていこうということになります。
楯委員	そうでしたら、経営戦略は5年間でいいということですか。
事務局（神田）	今回、経営戦略は水道ビジョンと併せて作らさせていただきました。その中で総務省の方の通知によりますと、例えば管路であるとか施設であるとか、計画的な更新の費用を盛り込んでくださいというものがあります。ビジョンの方では10年間でそういったものをどのようにしていきましょうというような方向性が示されておりますので、その方向性に見合う形で経営戦略も10年間の期間での計画を策定するということでございます。
楯委員	経営戦略は経済やその状況の関係が深いので、短期間の見直しが重要で10年間では長すぎると思いますし、総務省ではPDCAというその計画に沿って見直し見直しを繰り返しているということなので、経営戦略は5年ごとに見直しということで、この令和17年ではなくて令和12年が正しいかなと思うのですが、どうですか。
事務局（神田）	10年間で定めておりますが、5年を基本に見直しを行うということも後ろの方で書かせていただいています。
楯委員	後ろの方で書いてあるのであれば、こちらも5年の方がよろしいのではないかなと思ったのですが。最後のところに水道料金の改定は5年ごとに見直しと書いてあったので、経営戦略を5年の方が辻褄が合うのかと思ったのですが、それで質問してみました。
事務局（神田）	考え方によるかと思いますが、経営戦略というのは基本的にその水道ビジョンに付随したというか、まずは水道ビジョンの方がありまして、そのビジョンに資金的な部分とか経営的な部分をどのように落とし込んでいくかという話になるかと思います。楯委員の言われてることも理解はできるのですが、そのような形でどのように落とし込んでいくかということがありますので、ビジョンと合わせた形での10年間としたところでございます。

新島委員	資料の38頁、石綿セメント管の更新について耐震化率と耐震適合率のことを書かれてると思うのですが、それについて耐震化率と耐震適合率というのはこういうものだよという説明を同じ頁の下の方に書いていただいてあるのですが、耐震管と耐震適合管の違いというのは何でしょうか。教えていただきたいです。
事務局（折原）	耐震管というのが基本的にその管自体が耐震、つまり地震等に強い形になっている水道管のことになります。耐震適合管というのは管自体は地震に弱かったとしても、接続部分を耐震性がある継手というものを付けることで地震とかで外れにくくなる、そういった形のものを使っていると耐震の適合管と言うことができます。ですのでこちらの小さい文字で申し訳ないのですが、耐震適合管には耐震性があると判断できる継手という形で地震のときに対応できるような形になってるとか、そういったところであれば適合管という形で見られるということでちょっと分けさせていただいています。
笹原委員	資料の74頁に施設利用率という指標が載っております。これが何かというと、余剰がどれぐらいあるか、どれぐらい実際に稼働していて、稼働率と考えていただければいいのですが、幸手市さんのこの部分のところを見ていただくとやっぱり全国平均より低いです。これがどういうことかというと、余剰分、使っていない施設が多いということが言えるかと思います。資料の36頁、先程事務局の方から説明いただいたのですが、こういった今の人口減少や給水量が減っている中で、ダウンサイジングしなければいけない、こういった必要性があるといったところで今、先程も説明として水源のところ、井戸の本数を減らしたりとか取組みをされているといったところもありましたがもう少し、またここの辺り大事な話になるかと思いますので、何か補足も含めて、全体のこのダウンサイジングに関する取組みをご紹介いただければと思います。
事務局（菅野）	まず、笹原委員のおっしゃるとおり、現状に即した施設の維持管理だったり更新、ダウンサイジングと言われているのは施設の更新計画を進めるにあたって、重要な項目であるという認識を我々も持って取り組んでおります。そうした考えを基に、今回私が先程触れました第一浄水場の井戸などを含めた取水施設に関する設備ですが、我々の計画の中では、積極的な更新は控える方向で考えている現状にあります。どういった点でその考えに至っているかを具体的に話していきますと、まず今井戸が減少している、これは意図的に減らしたのではなく、土地の地権者にお返しをするという観点から外的要因で減ってしまったということ。もう一つは井戸の新規掘削が今の現状の法律では難しいこと。そして先程、市内の配水量が減少傾向にあること。この3つから投資という更新に関しては控える方向で考えているとお伝えしたのですが、特に3点目について、ビジョンの中の25頁「表4-1　給水人口及び配水量の見通し」という表があります。例えば、令和6年度の1日の平均配水量1万7,067㎥となってございます。一番わかりやすいのが令和13年、下段の13年の1日平均配水量1万5,435㎥、これが減少傾向にあるのですが、この差異を計算すると約1,600㎥減少するという試算が出ていると思います。現状の話になるのですが、第一浄水場における1日の配水量のうち、取水施設、つまり井戸水が作る水は約1,700㎥ぐらいです。つまり7年後、こういった減少傾向がある中で第一浄水場の今作っている水と同程度の配水量が減少するということでもあります。第一浄水場の井戸から作っている水がなくても、市内に届ける配水量に影響がないところまで減少するということが言えるのではないかなと思います。ただ、あくまでもこれは試算上の話であって、将来における水需要の変化には柔軟に対応していこうという考えはもちろんありますが、冒頭で申し上げた通り、第一浄水場の井戸に関して触れるとするならば、積極的な更新は控えるという形で考えてございます。また、状況によっては、埼玉県と協議の上ですが、県水の受水量を増やすという選択も一つの方法として、将来的には考えていくというふうに考えてございます。

出井委員	44頁の管路の老朽化のところですが、現状は令和5年度で布設から40年を経過した管路は管路の総延長のうち24%ですが、今後これを補修したり、取り替えたりすると思うのですが、幸手市の地域的な分別として、その管路の状況がどの辺りから順番に対応していくというか、毎年この地域で管路の改善をしていくという、そういうものはないのでしょうか。
事務局（折原）	管路の更新の箇所につきましては、今回このビジョン、経営戦略を作るに当たって、5年間、まずは投資計画という形で考えさせていただいておりまして、その中で箇所箇所でまとまっているというよりはやはり散らばっているところが現状でございますので、布設の年度ですとか、あとは先程も申し上げましたけれども、石綿管といったかなり地震に弱い管ですとか、鋳鉄管と言われるこちらも地震に弱い管ですけれども、そういったところが布設されているところ、また口径が大きいところとか、そういうところをピックアップして、その金額とか延長距離とかというところもありますけれども、そういったところを見ながら、更新というのは進めていかないといけないというのは我々も思っておりまして、ただその場所場所でどこが多いとか、そこを見るというよりは各々の管ごとに現状、「ここに布設されてる間は石綿管」とか、「ここの管はもう古くなっている」とか、そういった個々の管理の状況を見て更新の計画は立てていきたいと考えてます。
楯委員	先程のダウンサイジングのところの説明はすごくよくわかったと私は思うのですけども、計画とかそういったものを資料として示させていただくと、より理解しやすいし、このお話の中でわかったと思っても、実際にじゃあどういったことをお話されたのかなっていうのはちょっと記憶が薄らいでいってしまうのと、あとはその布設された管のところも計画的なところで、どこに何がどういうふうになってるかっていうのは把握して工事を進めていくということでしたら、そこの管の状態というのをもう少しこういった資料に残していただけると経費の削減とか、あとは進捗に進んでいるという文言ではなくて、どのぐらい毎年進んでいますという数字的なもので示していただけるとわかりやすいかなと思いました。いかがでしょうか。
事務局（菅野）	まず、施設に関しての更新といった計画をこういった場で明示した方がよりわかりやすいんじゃないかというご意見というのはそうかなというところもあるのですが、現状、今回作成しているビジョン、それに付随する経営戦略、特に経営戦略のところでは直近の投資計画を施設、管路の具体的な形でお示しさせていただいている頁もございます。現状、この場で具体的な絞った計画よりは、経営戦略及びビジョンを基に我々は今後投資していこうというところもありますので、お示しできないところは申し訳ないところもあるのですが、今回策定するに当たってそういった工事箇所も積み上げていますので、これをもとに今後投資計画をしていく、先程私が口頭でお話してしまったのですが、そういった将来的なダウンサイジングを含めた更新工事というのは引き続きやっていこうというところです。
楯委員	経営戦略の86頁、「表8-6　資産維持費を含めない総括原価」で、前回の水道ビジョンの原案にはこのブルーのところの受託工事収益の数字が書いてありませんでしたが、今回のビジョンには受託工事費が200万7,000円と入っていますが、追加したのはなぜですか。
事務局（神田）	今、楯委員のご指摘いただいたところが変わったところの主なところでございまして、まず、受託工事収益がどのようなものなのかを説明をさせていただくと、例えば普通の家の解体業者が何らかの形で土を掘っていて、水道管を壊してしまった。しかし、壊してしまった際に普通の業者というのは水道の工事はできません。従いまして、私どもの方に「水道管が壊れてしまった」という連絡が来ます。それで私どもの方が水道管の工事をできる業者に工事を発注します。そうしますと、私どもがそこの業者にお金を払うのですが、原因はその壊した業者が原因になっておりますので、原因者からそのお金をいただきます。それが受託による工事費ということで収益としますので、その費用が200万7,000円ということになります。

楯委員	その200万7,000円という数字はどこから出てきているのですか。
事務局（神田）	これは不測の事態というか、壊したくて壊すものではなくて、何らかの形で不意にというか、故意的ではなく壊してしまうというものでございますので、これはあくまで推測値になります。
楯委員	受託工事収益が入ったので、この「表8-7　資産維持費を含めた総括原価」の中のブルーの部分の受託工事収益を見込んで追加されたので、全体の料金改定率が下がったということでよろしいですか。
事務局（神田）	はい、そのとおりでございます。
楯委員	そうしますと、前回説明された改定率は40％ではなくて、実際は38％ということでよろしいですか。
事務局（神田）	実際38％といいますか、この資産維持率を0％から0.5刻みで3％まで表示してあったかと思いますが、全ての料金改定率が0.2から0.3％下がっております。従いまして、平均すると0.2から0.3％下がってますという説明は先程させていただいたとおりでございます。
楯委員	そうしますと、その受託工事収益が追加されると全体的にもう少し改定率が下がるということでよろしいですか。この資産維持費を含めた総括原価の中で受託工事収益の見込み値が追加されたので、料金改定率が全体的に0.2％下がったということで、前回の改定率は実際は40％ではなくて、39.8％という質問をしましたけれども、この受託工事収益がもう少し多くなれば全体的に料金改定率も下がるということでよろしいですか。
事務局（神田）	ここの青で記載されたところというのは控除項目と申しまして、ここの数字が上がれば上がるほど、料金改定率が下がる方に作用いたしますので楯委員が言われるようにこの金額がもっと上がれば料金改定率というのは下がることになります。しかしながら、先程申し上げましたとおり、受託工事収益というのは予定をしている収益ではなくて、工事で間違って水道管を破損してしまったとか、そういった不測の事態に対する収益でございますのでそれについては推測値を計上させていただいたということでございます。
楯委員	すみません。しつこいようで。
会長	すみません。実は議長で皆さんにちょっと私の言い訳で、実は今の一人の人間が何回もやるってのは実はルール違反です。実は今日議会の方もみえてますけど、議会だと一つの議案に対して質問できるのは2回までですよね。2回のやりとりまでと国際的な基準法でも決まってますので、実は止められない私がいけないのですが、なるべくやりとりは2回までお願いしたいと思います。最後にどうぞ。
楯委員	ごめんなさい。前回おっしゃっていただければ私もそこのところは。皆さん申し訳ございませんでした。ご迷惑をかけたそうで。では、私は質問を控えさせていただきます。
代田委員	すいません。一つお願いしたいのですが、70頁の経営戦略の趣旨のところで、2段落目の3行目、埼玉県企業局の水道料金改定の経費と書いてあるのですが、改定に伴う経費に修正いただければと思うのですが。
事務局（神田）	失礼いたしました。配慮が足らずに申し訳ございませんでした。そのとおりでございますので、改定に伴う経費ということに変更させていただきます。

小川委員	受託工事収益に関するお話がありましたが、実際、埼玉県企業局の中でその収益でありますとか支出だとかというところを、私も決算分析等をやっておるところではありますけども、やはり事務局からもお話がありましたとおり、この収益というのはかなり偶発的なもので、県の方でもかなり前の年から大きく減ったり増えたりだとかというところがありますので、なかなか見込みがしづらい部分かなと思われます。ですので、例えばここの受託工事収益をもう少し多くなれば、あの改定率が下がるのではないかというようなことになるかなとは思うのですが、ただそれをもって、例えば多めにこの偶発的なものを見込んでしまったがために、将来的に赤字が発生してしまうということが考えられるかと思いますので、なるべく受託工事収益であるとかそういった偶発的なものについては保守的に見込むべきかなと思われます。ですので、200万っていう数字が妥当かどうかというところはあるかと思いますが、例えば過去の実際の発生した金額でありますとか、あるいは年間例えば何件ぐらい発生してて、そういった平均とか、そういったものを出した上でこの200万という数値が出ているのであれば、それは妥当性が高い数字なのかなと思われますので、もう少し積み上げればというところには至らないのかなとは思います。
楯委員	ありがとうございました。すごくわかりやすく納得のいく説明だったと思います。
事務局（神田）	先程、小川委員から言われました実績というのがございましたので、直近の実績ということではないのですが、令和5年度の実績ですと、受託工事収益については58万9,383円になります。続きまして令和7年度、今年度の予算での受託工事費につきましては500万円になります。このように50万円と500万円ということで乖離はございますが、先程説明させていただいたように突発的な性質のものでございますのでご理解賜ればと思います。

休　憩

会長	次の議題に進まさせていただきます。議題(16)水道料金の改定案についてということでございます。それでは事務局からの説明をお願いいたします。
事務局（神田）	議題(16)水道料金の改定案について説明する。
質疑応答	
会長	はい、ありがとうございます。皆さんご自分のお宅のメーター、13㎜か20㎜かご存知でしょうか。40年ぐらい前から基本的には13㎜は新規で出さないというふうになってると思うのですけど、どうでしょうか。
事務局（神田）	新規で出さないというのではなく、13㎜のメーターを付けますと、そこから家に入ったときに蛇口の付ける数が限られておりまして、最大で4つまでが付けられます。通常トイレと風呂と台所と洗面所に付けますと、もう4つになってしまいます。しかし、今建てられる家というのはそれ以外に庭に散水のための水道を付けるとか、あるいはトイレが2階にもあるとか、そうしますと6個、7個になってしまいます。従いまして、基本的に今のご家庭というのは20㎜というメーターが付いていることになります。
会長	ありがとうございます。説明は13㎜になってましたけど、一覧表の中で20㎜と13㎜の増加率は同じだっていうのはその趣旨だというふうにご理解いただければというふうに思います。無量小路さんいかがですか。
無量小路委員	特にございません。

代田委員	3点ほど質問させていただきます。料金改定の案での収支見通しがあるのですが、これに対して改定の月が8年10月ですか、それが影響すると思います。6ヶ月分入ってこないです。そこら辺をどう考えているのか。あとはビジョンの25頁にある配水量見通し、これも考慮しての計算なのか。それと管路の更新率ですけど、毎年0.25から0.3ですか、これでいくと100年以上経ってしまうのではないですか。
事務（神田）	この資料では令和8年10月1日からが適切と考えるということで、今回の料金算定というのは先程説明しているとおり、令和8年度の頭から令和12年度までの5ヶ年間になります。10月からということは4月1日から9月30日までは料金の改定はしませんということになり、そうしますと単純に計算をいたしますと、1.3%のときはその影響額が1億3500万円、1.5%の場合が1億4100万円、1.7%のときが1億4700万円ということで、これだけの金額が6ヶ月間先送りすることによって水道収益として確保できないことになります。従いまして、これにつきましては市民負担への影響を踏まえた中で考えますと、先程説明した補填財源で補填すべきものかなというのは考えてございます。
代田委員	あとはビジョンに載っている配水量の見通しが徐々に減っている傾向ですが、それも考慮しての収支見通しでよろしいでしょうか。
事務局（神田）	今回の料金算定については、配水量の減少を踏まえた中での改定ということになっています。
代田委員	管路の更新率の話ですけど、これって1%未満ということなので、全部を更新するのに100年以上かかってしまうということでよろしいですか。
事務局（折原）	単純に計算するとそういうような形になってしまいますので、毎年度老朽化の管路がどうしても増えてきているというところがございますので、やはりそこに追いつくような形でその年度で更新というのをしていかないと、更新率自体はやはり上がってこない状況になります。ですので、我々としては先程の留保資金が増えていくような形になれば、工事の資金に当てられる財源の余裕が出てまいりますので、老朽化の管路の更新のペースを速めるとか、そういう形で率を少しでも上げていきたいというふうな気持ちでおります。
笹原委員	私からも若干の補足と質問をさせていただきたいと思います。まず、先程から資産維持率何%とあって、少しわかりにくいところがあります。前回もちょっと私の方からご説明したところなのですが、実はこの3月の末に我々水道協会が出している指針であります水道料金算定要領というのがございまして、その算定要領の見直しを行ったところなのですが、この標準の3%自体は、そのままということにしております。全国的なものを押並べて、全国で見ていったときに必要な更新とか耐震化ができる望ましい率というのが3%というふうにシミュレーション上で出たといったところですので、そこはもう変わらずに3%としております。ですので、このあたりの考え方は基本的には変わってないと。何が変わったかというと、それぞれの事業体がそれぞれの持っている中長期の計画、この経営戦略ですと投資計画、そういったものに基づいて、それぞれが適切な率を出してきちっと更新、耐震化をやってくださいとそういったメッセージを全面的に打ち出したといったところになります。ですので、今回3案出てますけれども、標準のところは3%ではありますけれども、幸手市さんが住民負担のところ、いろんなところも鑑みて出した数値ということであればそちらを尊重していきたいものと考えております。その上でなのですが、これちょっとできるかできないかはあると思うのですが、この案がせっかく3つありますので、この案1、案2、案3の3つでやると、実際にその更新がどれぐらい進むのか、耐震化がどれぐらい進むのかというのが少しわかればいいのかなと思います。投資額は例えばこの0.2%の資産維持率が増えたところでというのはあるかもしれないですが、この効果として、この案1、案2、案3でどれぐらい事業量が増えますよですとか、更新がしてますよ、耐震化を進めますよというものがそれぞれ示されるとよりいいかなと思ったところでございます。私の意見でございます。以上です。

会長	申し遅れてしまいましたが、今回の議題の採決は次回になり、今回はございませんので、次回までにご検討いただければ、今の笹原さんのご意見も含めて、今回は採決がございませんので、様々な意見をおっしゃっていただいて結構です。次回採決ということで。何か他によろしいですか。楯さん、別に発言しないでと言ったわけじゃないから、勉強されてるから、何か質問あると思いますがよろしいですか。それではないようであれば、先程申し上げましたとおり、議題については次回までよく検討していただきまして次回採決をさせていただきたいというふうに思います。
事務局（折原）	補足で先程、代田委員の方から管路更新率の％と何年かかるかというお話ですけど、単純にその1％だったら100年です。なので、今回それよりもさらに率はもう少し低いので、単純に見るともう少しかかってしまうというのは、本当の数値だけを見た形でのお答えにはなりますけれども、先程申したとおり、これを上げるべく進めていきたいというところがございますので、少しさらに補足をさせていただきます。
新島委員	ビジョンから拝見すると、本当は料金改定率が47.7％にしたいんだけれども、それぐらいする必要があるんだけれども、市民への影響を考えて、40％以下を目標として改定案を策定するというところは承知しているのですが、その47.7％が理想なのですが、40％以下にするために、一番費用を抑えられちゃってるところが、この管路の更新率であったりとか、耐震のことになっちゃうと思うのですけど。それとももっと別なところを抑えてこの40％以下にしようとしていらっしゃるのか。あと最終的に黒字が増えて、補填財源の残高が増えて、具体的にいくらになったら管路の更新率を引き上げますよという具体的なことは考えてらっしゃるのか、そういう具体的な数字をビジョンの中に盛り込むことは難しいのかどうかということを教えていただけたらと思います。
事務局（神田）	先程、新島委員の言われました資産維持率3％というのは、先程、笹原委員の方から言われました3％というのが引き続き継続するという中で今回、料金算定要領を見させていただきましところ、前回もかなり緻密に3％という数字を積み上げてるのですが、今回の料金改定算定要領を見ますと緻密に積み上げられた3％というのは認識しています。一方において、我々市町村というのは水道を使う市民と直接やりとりをする事業者であるということ、東京電力とかそういったところとは違って一番近くで市民と相対するところにいるということで、市民負担のことを考えていかなくてはならないということです。この3案を出させていただいたのは水道事業の経営が成り立つのかということと、あとは市民負担をどこまで求めるのかというバランスを踏まえた3案です。そのバランスが具体的に何ですかと言ったときに、10年後の令和17年度に収益がプラスで出るかマイナスで出るかギリギリのところで、1.3、1.5、1.7％を選択してきたということになります。また、管路の更新なのですが、基本的にこの1.3、1.5、1.7％を出したときに、基本的に圧縮した経費というのは、資産維持費です。従いまして、3％を1.7％にすることによって必要経費を抑えてということになります。しかし、投資計画にも計上させていただいたとおり、5年間は基本的に個々具体的な事業を上げて、積み上げ方式で5年間の工事を行って、なおかつ、5年後にまた経営戦略の見直しとともに、料金の改定の必要性があればそこで料金の改定も出てくるのかなと考えております。そうしますと、またどのような事業をどのくらいの量を積み上げるのかということになりますので、そこで水道料金とそれに伴う利益がどのくらい生じて、基金にどれくらい持っていけるのか、その基金をどのぐらい資本的予算の方に持っていけるのかというのを考えながら、事業の量というのは決定していかなくてはならないのかなということは考えております。
会長	よろしいですか。他に何かございますでしょうか。それではないようであれば、本日の予定していた議事につきましてはここで終了とさせていただきまして、議長を降ろさせてさせていただきます。本日はありがとうございました。それでは事務局、お願いします。

４　その他	
事務局 （羽取）	会議録の署名、ホームページへの掲載、今後のスケジュール等についてご説明いたします。幸手市水道事業審議会規則第3条第2項の規定により、会議録は会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならないとされておりますので、今回の審議終了後に事務局が作成しました議事録（案）を委員名簿で上から順番にお2人ずつ署名をお願いいたします。また、使用した資料と会議録はホームページに掲載させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。 また、第5回審議会は、令和7年8月12日（火）午後1時30分に本日と同じこちらの会場で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。開催通知につきましては、開催日の2週間程度前に改めて郵送させていただきます。ご都合により欠席される場合はお手数ですがあらかじめ事務局まで御一報をお願いできたらと存じますのでご協力をお願いいたします。

５　閉会	
事務局 （神田）	それでは次回の審議会でございますが、内容としましては水道ビジョン、経営戦略の決定が一つでございます。ほかに今回、水道料金改定案を3つを示させていただきましたが、このうちのどれかを答申書に盛り込まなくてはならないということになりますので、答申書に盛り込むもの一つを決定していただくということ。また、決定をした後に言葉で今置かれている水道事業の現状であるとか、今後やっていかなければならないとか様々なものがあります。そういったものも含めて答申書になるのですが、その答申書の案について、これら3点についてご審議をいただく予定です。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして第4回幸手市水道事業審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署　名

令和７年６月１２日

審議会会長　梨本　松男

審議会委員　出井　保信

審議会委員　遠藤　美行